

除雪・排雪サービス 料金や作業内容を事前によく確認！

除雪・排雪サービスを見積もりしてもらい見積金額に了承して作業を依頼したが、作業終了後に見積もりとは違う額を請求され、高額で納得できないことがあります。トラブルにあわないために注意点をお伝えします。

【事例 1】 70 歳代・他地域

新聞広告を見て、自宅の横の除排雪と車庫の屋根の雪下ろしを頼んだ。家と車庫の屋根を見に来た担当者に「全部で約 7 万円」と言われ、了承して作業を依頼した。翌日、重機と排雪用のトラックが来て作業が始まり、2 日間かかった。作業終了の翌日、電話で「請求は約 12 万円」と言われた。最初の額と違う。高額で納得できない。

【事例 2】 60 歳代・他地域

シーズン 10 回分の除排雪サービスを約 4 万円で申し込み、5 回分は終了した。ところが 6 回目を依頼し、了承されたのに作業をしてくれない。連絡しても「作業担当者に確認する」と言ったきり、電話にも出ない状態が続いている。

【ひとこと助言】

【事例 1】

●除雪・排雪サービスの見積もりを取る際は、「雪下ろし」「除雪」「排雪」等の具体的な作業内容、料金体系、重機が入るかなど別料金の発生の有無や、作業が完了できなかった場合の対応、作業に伴い自宅設備が破損した場合の対応等について、しっかりと確認して書面でもらいましょう。

●契約書や領収書は保管し、作業に来た日付等を記録しておきましょう。

●事業者とやり取りする際や除排雪作業の際は、一人で対応せず、家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。

●急に大雪が降っても慌てないように、あらかじめサービス内容や料金の情報を収集しておくといでしょう。

【事例 2】

●除雪・排雪サービスを利用する際は、作業回数や大雪等で現場に来られず作業できなかった場合や、作業時に自宅や近隣施設を破損したときの対応などを事前によく確認し、契約前に、実際に場所を見てもらったうえで、複数社から見積もりを取り、サービス内容を比較、検討することも大切です。契約の際は契約内容をよく確認し、書面として残しておきましょう。

●前払いの契約は、作業が実施されなかった場合などに返金を求めることが難しいこともあるので、慎重に検討しましょう。

◎トラブルが生じた場合には、士別地区広域消費生活センターにご相談下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

